

## 弥富市物品の買入れ等に係る入札結果等の公表事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弥富市が発注する物品の買入れ又は借入れ、役務の提供等(以下「物品の買入れ等」という。)に係る入札事務の適正化及び透明性の確保のため、入札結果等の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象とする物品の買入れ等は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、予定価格が当該各号に定める金額を超えるものとする。

- (1) 製造の請負 130万円
- (2) 物品の買入れ 80万円
- (3) 物品の借入れ 40万円
- (4) 役務の提供、業務委託等 50万円

(公表の内容)

第3条 予定価格の事前公表を行う場合は、入札の公告又は指名通知をした日から当該入札を執行するまでの間、予定価格を公表するものとする。

2 物品の買入れ等の入札を執行したときは、速やかに入札執行調書により次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 開札日時
- (2) 業務名及び履行場所
- (3) 予定価格(予定価格の事前公表を行った場合のみ)
- (4) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称
- (5) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称
- (6) 入札者の商号又は名称及び入札金額(随意契約を行った場合を除く。)
- (7) 落札者の商号又は名称及び落札金額(随意契約を行った場合を除く。)

3 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格未満の価格をもって入札をした者については、前項第6号に掲げる当該入札者に関する事項に「最低制限価格未満」の表示をするものとする。

4 入札不調の場合においては、入札執行調書には、第2項第3号から第7号までに掲げる事項は表示せず、「不調」の表示をして公表するものとする。

(公表の方法)

第4条 公表は、インターネットを利用し、及び総務部財政課において公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

2 あいち電子調達共同システム(物品等)により電子入札(オープンカウンタ(公開見積競争)を含む。)を行った案件については、前項のインターネットを利用する方法により行う公表は、同システムによるものとする。

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、公表した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行し、平成23年度分の入札案件から適用する。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。